

下記の一覧は、「年号」と「記・紀」を作った人たち を発表したときのものですが、朱鳥(しゅちょう)元号について、新たにわかった事がありますので報告いたします。

古代の元号(年号)一覧・・古い順に並べてあります。

①飛鳥時代 元号 読み 始期 終期 年数 天皇名 改元(建元)理由



大化たいか 皇極天皇4年6月19日(645年7月17日)～大化6年2月15日(650年3月22日)  
6年 孝徳天皇 天下安寧、政化敷行による改元。

白雉はくち 大化6年2月15日(650年3月22日)～白雉5年10月10日(654年11月24日)  
5年 孝徳天皇 穴戸国の国司が白雉を献上した祥瑞による改元。

――― 白雉5年10月10日(654年11月24日)～天武天皇15年7月20日(686年8月14日)  
32年 ― 孝徳天皇の崩御後、新たな元号は定められず。

朱鳥しゅちょう 天武天皇15年7月20日(686年8月14日)～朱鳥元年9月9日(686年10月1日)  
1年 天武天皇 (不明) (すちょう あかみどり)

――― 朱鳥元年9月9日(686年10月1日)～文武天皇5年3月21日(701年5月3日)  
15年 天武天皇の崩御後、新たな元号は定められず。

大宝たいほう 文武天皇5年3月21日(701年5月3日)～大宝4年5月10日(704年6月16日)  
4年 文武天皇 対馬国から金が献上された事による建元。(だいほう)

慶雲けいうん 大宝4年5月10日(704年6月16日)～慶雲5年1月11日(708年2月7日)  
5年 文武天皇 西楼上に慶雲を見た祥瑞による改元。(きょううん)

和銅わどう 慶雲5年1月11日(708年2月7日)和銅8年9月2日(715年10月3日)  
8年 元明天皇 武蔵国より和銅が献上された祥瑞による改元。

それは、朱鳥(しゅちょう)元号が『万葉集』に引用されていたこと。それも朱鳥四年から朱鳥八年までありました。元号の期間は、上記一覧を作ったとき参照した日本書紀や他の資料でも、改元から僅か一ヶ月半とされています。この引用元は、『日本紀』となっていて、『万葉集』の(巻一)、(巻二)にだけ『日本紀』からの引用があります。

○以下に『万葉集』に引用されている『日本紀』の部分を記述します。

- 朱鳥四年庚寅(690年)秋九月、天皇紀伊国に幸すなり。
- 朱鳥五年辛卯(691年)秋九月、己巳朔丁酉、浄大参皇子川嶋莞る。
- 朱鳥六年壬辰(692年)春三月、浄広卑広瀬王等を以て留守官と為す。
- 朱鳥七年癸巳(693年)秋八月、藤原宮の地に幸す。
- 朱鳥八年甲午(694年)春正月、藤原宮に幸す。
- 冬十二月庚戌の朔乙卯、藤原宮に遷り居す。



以上 復元された『日本紀』。

日本紀とは、どういうものなのでしょうか。調べてみます。

解説：にほんぎ【日本紀】：デジタル大辞泉の解説 : 日本書紀のこと。

解説：にほんしょき【日本書紀】：デジタル大辞泉の解説

奈良時代の歴史書。最初の勅撰正史。六国史(りっこくし)の第一。30巻。舎人(とねり)親王らの編。養老4年(720)成立。資料として、帝紀・旧辞のほか寺院の縁起、諸家の記録、中国・朝鮮の史料などを広く用い、神代から持統天皇までを漢文の編年体で記したものの。日本紀(にほんぎ)のこと。

さらに、『続日本紀』は次のように書いています。(元正)養老四年(720年)五月、是より先、一品舎人親王、勅を奉りて『日本紀』を修む。是に至り功成り奏上す。紀三十巻、系図一卷。『続日本紀』

『日本書紀』は元正天皇の養老四年(720年)に成立したといえます。

ところがここには『日本紀』とあります。『日本書紀』ではありません。

現在の辞書などでは同じものとされていますが、『日本紀』と『日本書紀』は本当に同じものなのでしょうか。

現状の「日本の歴史学」ではこれを同じものとみなして『日本書紀』の成立を720年としています。岩波書店の『日本書紀』の「解説」でも『日本紀』と『日本書紀』は同じものであるとして、両者の関係について次のように解説しています。『日本書紀』は『日本紀』ともいう。その命名の由来や、二つの名前の関係については、古来いろいろの説があって、まだ決着していない。

一般に言われている説は、伴信友が『日本書紀考』において述べたものである。かれは言う。『日本紀』が本来の名である。その理由は、(中略)『続日本紀』に「修日本紀」とあり、『続日本紀』以下の国史の名がみな『日本紀』をとって、『日本書紀』をとっていないことから明白である。と つまり『日本紀』が本来の名であるが、書名がいつ『日本書紀』となったかはわからない。が、『日本紀』と『日本書紀』は同じものである。と言っているわけです。

しかし本当に、二書は同じものなのでしょうか。

書名をみると、日本「書紀」という書名は、中国にはない日本だけにある書名です。

稀なというか異端の書名と言わざるを得ません。どうしてそう言えるか、理由を以下にあげます。

「書」と「紀」とでは、中国や日本で、史書編纂上での根本体裁が全く異なり、一書の書名として「書紀」はあり得ないことになります。

まず体裁の比較をすると

- ①古事「記」は、系譜書性格を持った歴史書であり
- ②いわゆる日本「書紀」は、編年体の体裁を持った歴史書である。といえます。

歴史書の体裁と書名の関係については、以下のように決まっているようです。

- ①紀伝体(中国・二十四史)は、帝紀以外に以下の項目があります。
  - ・帝紀(帝王一代ごと)必ずしも毎年の記事は書かないこともあります。
  - ・列伝(個人や各民族の伝記が、書かれています。)
  - ・志(天文、地理、軍事ほか特殊分野の変遷が、書かれています。)
  - ・表(制度一覧、年表等が、あります。)
- ②編年体(日本の六国史はすべてこれ)は、帝紀のみ書かれています。
  - ・帝紀のみ(実録形式)極論すれば日記形式=実録ともいえる形式です。

解説：しょくにほんぎ【続日本紀】：デジタル大辞泉の解説

平安初期の歴史書。六国史(りっこくし)の第二。40巻。菅野真道(すがののみち)・藤原継縄(ふじわらのつぐただ)らの編。延暦16年(797)成立。文武天皇即位の文武元年(697)から桓武天皇の延暦10年(791)までを、漢文の編年体で記述。続紀。

解説：とねりしんのう【舎人親王】：デジタル大辞泉の解説

[676～735] 天武天皇の皇子。日本書紀の編纂(へんさん)を主宰し、養老4年(720)に完成。藤原不比等の死後、知太政官事(ちだじょうかんじ)となり、死後、太政大臣を贈られた。

解説：ばん - のぶとも【伴信友】：デジタル大辞泉の解説

[1773～1846] 江戸後期の国学者。若狭小浜藩士。通称、州五郎。号、事負(ことひ)。本居宣長没後の門人。歴史の研究、古典の考証にすぐれた。著「比古婆衣(ひこばえ)」「長等山風(ながらのやまかぜ)」「神社私考」など。

解説：けいふ【系譜】：先祖から子孫に至る一族代々のつながり。師弟関係などのつながり。また、それを書き表した図や記録。系図。

解説：へんねんたい【編年体】：歴史記述形式のひとつ。年月の順を追って事実の発生・発展を記述する。

解説：きでんたい【紀伝体】：歴史記述の形式のひとつ。本紀(ほんぎ)(帝王の年代記)・列伝(臣下の伝記)・志(社会の現象)・表(年表や系譜など)から成るが、本紀と列伝が中心なのでこの名がある。「史記」に始まり中国の正史形式の標準となった。

ここで書と紀の違いを確認します

①紀伝体ほかの書名は、

- ・紀伝体の書名・・記、書、史、志、略 を使用します。
- ・詩集、随筆、議事録ほかの書名・・記、書、禄、経、辞、集、義、術 などを使用します。(上記の書名には、紀と実録は使わないというルールになっているようです。)

②編年体の書名は、

- ・紀または実録に限定されていること、が特徴となっています。
- だから、上記により「書紀」という書名は、「ありえない!」という事になってしまいます。  
もしあるとすれば、二つの書を併せた「書」+「紀」の形が推測されます。

しかし広辞苑には次のようにあります。

- ・書紀・・日本書紀の略称、単に紀とも略すとある。つまり書紀=日本書紀のこととなっています。しかし中国には書紀という名の本はないし、日本にもこの一書だけです。
- ・一書の書名(体裁)から考えると、日本紀はあり得ても日本書紀はあり得ないことになります。

日本の勅撰でつくられた正史は、以下のとおりです。

①勅撰・・天子の勅(みことのり)によって選したもの。

②六国史のみ(すべて編年体です。)

- ・日本紀 →日本書紀のことでしょうか？。
- ・続日本紀
- ・日本後紀
- ・続日本後紀

- ・文徳実録
- ・日本三代実録

日本書紀の「書紀」とは、古事記と日本紀を併せた略称とすると、現在の記紀に相当する呼称と考えられます。

- ・現在では・・・記紀＝古事記＋日本書紀 のこととしていますが
- ・書名の事実としては・・・書紀＝日本書＋日本紀 の事と考えられます。

もしそうであれば、「古事記を日本書と呼んでいた。」という時期があったとしか考えられません。とすれば、なぜ古事記を日本書と読んだのでしょうか。

ここで日本紀の講書記録をみてみましょう。

日本紀の講書とは平安時代前期に、国史である『日本紀』の講義・研究を行った、宮中行事の一種。

7回実施されています。日本紀講筵（講書）を参照のこと。

- ・712年・・・古事記成立
- ・713年・・・風土記の編纂の勅命
- ・714年・・・国史編纂の勅命（紀清人、三宅藤磨呂）
- ・720年・・・日本紀成立（舎人親王）
- ・721年・・・第1回 日本紀講書

古事記を日本書に改称して、日本の書・紀として勉強（講書）したと考えると、これは古事記は倭国のこと、日本紀は日本国のことが書かれているからだと考えられます。

- ・812年・・・第2回 日本紀講書：この頃は古事記＋日本書紀を勉強（講書）したと思われま

●上記の経緯が、812年の日本紀講書の記録をみると推測できます。

Q此の書を日本書と謂わず、又日本紀とも謂わず、只日本書紀と謂うは如何？

A講師（多朝臣人長）答えて曰く

范蔚宗撰「後漢書」に曰く 叙帝王之事、謂之書紀。叙臣下之事、謂之書列伝。

帝王の事を叙（の）べる、之書（しる）すを書紀と謂う

臣下の事を叙（の）べる、之書（しる）すを列伝と謂う

とあります。（これはあり得ませんし、全くの誤訳です。）

●古事記を日本書へ改称については、904年（延喜4年）の日本紀講書私記に次のようにあります。

Q又問う。何ぞ（古事記を）倭書と云わず、日本書と云うは如何

A説いて云わく、本朝の地、東極に在り、日の出る所に近し。又、嘉（よき）名を取りて、乃（すなわ）ち日本書と号（よ）ぶ。

解説：日本書紀以降、国名を倭と書いた文献はありません。また、それ以前の文献は古事記しか残存していません。その古事記には、日本が一切登場せず、すべて倭となっています。

このため 倭書＝古事記の可能性が大きいと考えられるのです。

●古事記の国名表記（例）を次ぎに掲げます。

大倭（やまと）豊秋津嶋、

神倭伊波礼毘古（かむやまといわれひこ）

倭建命（やまとたけるのみこと）、

任那倭（やまと）府

●日本紀の国名表記（例）を次ぎに掲げます。

大日本（やまと）豊秋津州、  
神日本磐余彦（かむやまといわれひこ）  
日本武尊（やまとたけるのみこと）、  
任那日本（やまと）府

これは日本紀講書において、古事記の倭という国名表記になんらかの問題があったのではないかと考えられます。また日本紀の立場は、古い倭の表記を否定するものと考えられると思います。

これは『旧唐書くとうじょ』倭国伝・日本国伝に云う（・・前略・・）日本国は倭国の別種である。その国は日の昇る方にあるので、「日本」という名前をつけている。あるいは「倭国がみずからその名前が優雅でないのを嫌がって、改めて日本とつけた。」ともいう。またあるいは「日本は古くは小国だったが、倭国の地を併合した。」ことを示唆すると言えるのではないのでしょうか。

以上のことを整理しますと

「日本書紀とは、古事記と日本紀を合わせた略称である。」とすることができると思います。

解説：「日本紀講書」とは

当時の王族や貴族などの人々を対象として、開かれていた「日本紀」の勉強会のことで、「日本紀」が完成した翌年の721年に第1回目が開かれ、第2回目は812年に多朝臣人長（おおのあそんひとなが）が講師となって開かれています。

・第2回目の講書で出された質疑応答記録

この第2回目の「日本紀講書」のとき、受講生から「『日本書紀』という名前はおかしい。『日本書』か『日本紀』のどちらかではないか」という書名に関する質問が出ています。

その質問に対して、多朝臣人長は、「後漢書」に出てくる記事を持ち出し、「書紀」で正しい。と答えています。

※後漢書の記事

叙帝王事、謂之書紀。叙臣下事、謂之書列伝。～

これを講師の多朝臣人長は、「帝王の事を叙（のべ）る、之を書紀と謂い、臣下の事を叙る、之を書列伝という」と解釈しているが、これは完全な誤訳で、本来は、「帝王の事を叙（のべ）る、之を書（しる）すを紀と謂い、臣下の事を叙る、之を書（しる）すを列伝という」と読むべきもので、古来中国に「紀」と「列伝」という言葉はあるが、「書紀」とか「書列伝」なんて書名は有りません。

しかし、それ以降、「日本書紀」を是とする考え方が朝廷内に定着してしまったものと考えられます

・第5回目の講書で出された質疑応答記録

904年から開かれた第5回目の「日本紀講書」の記録のうち、905年の講書において、「古事記」を前にして出されたような質問、「何ぞ倭書と云わずして日本書と云うは如何に」が出ています。

この質問の意味は、「古事記は、国名をすべて倭と書いているのだから、古事記を「倭書」と言い換えるなら分かるが、なぜ「日本書」というのか」と聞いている。

これに対する講師の回答は、「本朝の地、東極に在り。日の出る所に近し。また、嘉名（よきな）を取り、仍（すなわ）ち日本書と号（よ）ぶ。」と答えています。

つまり、ここで講師は「古事記」を「日本書」と改称させている可能性があります。

また、前に述べたように「書」と「記」は中国の史料規則では同じ紀伝体に用いる書名のグループに属しているので「古事記」を「倭書」や「日本書」に改称しても史料体裁からくる書名の問題はなかった。このため、「記紀」成立当初は、「古事記」を「日本書」と改称した上で、「日本書」と「日本紀」の2書を併せて「日本の書と紀」、つまり「書紀」と略称で呼んでいたのではないのでしょうか。現在「古事記」と「日本書紀」を併せて「記紀」と略称しているのと同じ呼び方です。

またこれと関連して、太安万侶が「日本書紀」の編者に名を列ねていることへの疑問があります。「古事記」序文や「続日本紀」の記録により、太安万侶が「古事記」を上進していることは間違いありませんが、「日本紀」の編纂には太安万侶の名前は全く出てきません。

ところが、「日本紀」が「日本書紀」と呼ばれるようになってから、その編纂者に太安万侶の名も挙げられるようになってきます。この疑問については、「釈日本紀」に、なぜ「日本紀」が「日本書紀」なのか、といった疑問と同時に「日本書紀」になぜ太安万侶の名前あるのか疑問を持っていたとあります。「釈日本紀」の撰者である卜部懐賢（うらべかねかた）は、「日本紀講書」の記録などを検証した結果「日本紀」が正しい書名であると考えていました。

しかし「日本書紀」が本来の意味「日本書（古事記）と日本紀を合わせた略称」ではなく、「日本紀」のみをさす書名として周知されるようになったとき、それに呼応するようにふたたび、「古事記」という書名が出てくることとなった。これに伴い、太安万侶は本人が知らぬ間に「日本紀」の編纂者にも名前を列ねることになったのではないかと考えられています。

解説：うらべかねかた【卜部懐賢】：大辞林 第三版の解説

鎌倉中期の神道家。名は兼方とも。兼文の子。神祇権大副じんぎごんのおおすけ。「釈日本紀」（二八巻）を著し、吉田神道成立に大きな影響を与えた。生没年未詳。

解説：おおのやすまろ【太安万侶】：大辞林 第三版の解説

（?～723）奈良時代の文人。民部卿。元明天皇の勅により稗田阿礼ひえだのあれの誦習した帝紀・旧辞を筆録、古事記三巻を撰進。日本書紀の編纂にもあたったという。

解説：日本紀講筵（講書）：出典: フリー百科事典『ウィキペディア』

日本紀講筵（にほんぎこうえん）は、平安時代前期に、国史である『日本書紀』の講義・研究を行った、宮中行事の一種である。（注：弘仁私記序によると、721年は日本紀の講書で、812年以降は日本書紀の講書と考えられます。）

721年（養老5年）に最初の講筵に行われたが、これは『日本書紀』完成を祝したものと考えられ、後世のものやや趣が異なっていると見られる。その後、812年（弘仁3年）・843年（承和10年）・878年（元慶2年）・904年（延喜4年）・936年（承平6年）・965年（康保2年）に計7回が行われたものと、史料などから考えられている。

講師には紀伝道などの歴史に通じた学者が博士（はかせ）・都講（ところ）・尚復（しょうふく）などに任命されて、数年かけて全30巻の講義を行った。長期にわたる大規模な行事であったために、ほぼ30年おきに1回開催され、尚復を務めた者が次回の博士・都講を務めるのが慣例であった。また、出席者も太政大臣以下の公卿や官人が出席して熱心な講義・意見交換が行われたとされている。元慶以後には、全ての日程が終了した後に大規模な竟宴が開催され、公卿らを中心に『日本（書）紀』の故事・逸話に因んだ和歌（「日本紀竟宴和歌」）を詠み、大歌御琴師がそれに合わせて和琴を奏で、博士以下に恩賞として禄を賜った。（注：都講は、塾生のかしら。尚復に同じ）

906年(延喜6年)(904年(延喜4年)からの講筵)と943年(天慶6年)(936年(承平6年)からの講筵)の際に行われた竟宴の和歌が今日でも多く残されている。

博士ら講義担当者は講義にあたって予めテキストに相当する覚書である『日本紀私記』を作成した。主に本文の訓読に関する記述が多いが、中には内容にまで踏み込んだものもある。これらの私記は、漢文で書かれた『日本書紀』を本来の伝承形態に戻って解釈することに力を注いでいると考えられている。現存4種の私記が残されている。

また、これらの私記は後世の『釈日本紀』編纂時の資料として用いられたと考えられ、私記の逸文からの引用と考えられる部分が同書中に記されている。また、序文に記紀よりも古い成立であると記している点について偽りだと考えられている『先代旧事本紀』の真の成立時期の推測などといった、文献学的にも多々参照されている。

解説：せんだいくじほんぎ【先代旧事本紀】：大辞林 第三版の解説

史書。十巻。蘇我馬子らの序文があるが平安初期の成立と推定される。神代から推古天皇に至る事績を記載。記紀からの引用が多いが、巻五「天孫本紀」、巻十「国造本紀」は他書に見られない所伝を載せ、貴重な資料。旧事紀。旧事本紀。

具体的に日本紀と日本書紀の事実関係をみてみましょう。

繰り返しになりますが、現行『書紀』（『日本書紀』）の次の歴史書は『続日本紀』とされていますが、これは文字通り『日本紀』に「続」ける、という意味と考えられ、『続日本紀』の前の歴史書が『日本書紀』ではなく、『日本紀』という史書名であったことが読み取れます。

つまり、『続日本紀』という史書が書かれた段階では『日本紀』が存在しており、だからこそ、その『日本紀』に続ける意味で「続」『日本紀』という史書名となったものと思われるわけです。

『続日本紀』は「淳仁天皇」（淡路廃帝）の時代から編纂が開始され、「光仁天皇」の時代も継続し、最終的に編纂が終了したのは「七九七年」「桓武天皇」の時と言われています。このことは完成年次である「七九七年」の時点で『日本紀』が存在していたことを示すものと考えられます。

解説：じゅんにんてんのう【淳仁天皇】 [733~765] 第47代天皇。在位758~764。舎人親王(とねりしんのう)の第7王子。名は大炊(おおい)。重用した藤原仲麻呂の道鏡排斥が失敗に終わり廃位、淡路に流された。淡路廃帝。

解説：さがてんのう【嵯峨天皇】 [786~842] 第52代天皇。在位809~823。桓武天皇の皇子。名は神野(かみの)。「弘仁格式」「新撰姓氏録(しょうじろく)」などを編纂(へんさん)させ、蔵人所(くろうどころ)・檢非違使(けびいし)などを設けて律令制の補強を行った。また、能筆で知られ、三筆の一人。

その後『日本後紀』巻五によれば「七九七年(延暦十六年)二月己巳(十三日)」に「嵯峨天皇」により以下の「詔」が出されています。

「『日本後紀』巻五延暦十六年(七九七)二月己巳十三条」「是日。詔曰。天皇詔旨良麻止勅久。菅野真道朝臣等三人。『前日本紀』與利以來未修繼在留久年乃御世御世乃行事乎勘搜修成。續日本紀・卷進留勞。勤美譽美奈毛所念行須。故是以。冠位舉賜治賜波久止勅御命乎聞食止宣。從四位下菅野朝臣真道授正四位下。從五位上秋篠朝臣安人正五位上。外從五位下中科宿禰巨都雄從五位下。」

そこでは『続日本紀』の「前史」が『日本紀』であることが「明示」されています。天皇の詔自体に使用されている用語ですから、これを安易に「略語」的使用と考えることはできず、『日本紀』が「正式名称」であるという可能性が高いものと考えられます。

また、初めのところに書きましたが、『続日本紀』に『日本紀』の編纂についての記事があります。  
「(養老)四年(七二〇年)五月癸酉…  
先是一品舍人親王奉勅修『日本紀』至是功成奏上 紀卅卷系圖一卷」

この記事によっても、編纂されたのは『日本紀』であって『日本書紀』ではないことがわかります。

冒頭にも書きましたが、この考え方は『万葉集』にもわかる個所があります。『万葉集』の左注には『日本紀』からとして引用されているものがあります。

例を挙げますと、『万葉集』の巻一の四十四番歌の「左注」があります。  
「右、『日本紀』に曰く、朱鳥六年壬辰(みずのえたつ)の春三月丙寅の朔の戌辰、浄廣肆広瀬王等を以ちて、留守の官(つかさ)となす。ここに中納言大三輪朝臣高市麻呂、その冠位を脱ぎて、朝(みかど)に[敬/手]上(ささ)げて、重ねて諫(あは)めて曰さく、農作の前に、車駕未だ以て動ふべからず。辛未に、天皇諫(あはめ)に従はず、遂に伊勢に幸す。五月乙丑の朔の庚午阿児の仮宮に御すといえり。」

これを同じ事件を記した『書紀』で見ると以下のように書かれています。  
「(持統)六年三月丙寅(ひのえとら)の朔戌辰(ついたちつちのえたつ)に、浄広肆広瀬王・直広参当摩真人智徳・直広肆紀朝臣弓張等を以て、留守官とす。是に、中納言大三輪朝臣高市麻呂、其の冠位を脱ぎて、朝(みかど)に[敬/手]上(ささ)げて、重ねて諫めて曰く、農作(のうさく)の節、車駕、未だ以て動きたまふべからず」とまうす。辛未(かのとひつじ)に、天皇諫に従ひたまはず、遂に伊勢に幸す。」

ここで引用されている『日本紀』という史書には「朱鳥六年」までの記事が存在しており、これは現行『日本書紀』には存在しないものです。

つまり、現行『日本書紀』とは違う『日本紀』という史書が存在していたという事が考えられます。  
また『延喜式』には「凡踐祚大嘗祭『日本紀』云『安万乃日嗣』為大祀。」と書かれており、ここでも『日本紀』と書かれ、しかもそこでは「大嘗祭」のことを「安万乃日嗣」と称したというのですが、現行『日本書紀』には、どこにもそのような記述がありません。僅かに『続日本紀』中の「宣命」の中で「天津日嗣」という言葉が出て来ますが、いずれにしても『延喜式』の主張するところとは異なっています。

また『本朝書籍目録』という十三世紀に編纂された、当時「確認」可能であったと思われる書籍全てを網羅したデータベースともいえるものにおいても「日本紀 三十卷 舍人親王撰 従神武至持統四十一代」とあり、まだその時点で『日本紀』が存在しているらしく、『日本書紀』ではないことが「注視」されます。いずれにしても現行の『日本書紀』とは違うものが当時『日本紀』として存在し、認識されていたことを示すものと思われます。

また日本紀の講書記録では、「八一二年」(弘仁三年)と「八一三年」(弘仁四年)に行われた宮中の諸官人に対する講義でも『日本紀』が講義されています。

「六月戊子。(中略)是日。始令參議從四位下紀朝臣廣濱。陰陽頭正五位下阿倍朝臣真勝等十餘人讀『日本紀』。散位從五位下多朝臣人長執講。」「日本後紀」弘仁三年(八一二)六月戊子(丁亥朔二)条  
また、この時『日本紀』を講義した「多朝臣人長」が著した「弘仁私記序」の中にも同じ内容が書かれています。

「今然聖主嵯峨帝弘仁四年在祚之日 天智天皇之後 柏原天王之王子也。愍舊說將滅 『本紀』 合訛。詔刑部少輔從五位下多朝臣人長 祖禰見上。使講『日本紀』。」「弘仁私記序」

また「卜部兼方」の著とされる『釈日本紀』という書もそのタイトルに『日本紀』とあり、これは彼の父である「兼文」が「宮中」で講釈した内容に「奈良時代以降」の注釈書などを多く引用した「書紀注釈書」の集大成とされることから、参照した「奈良時代以降」には『日本紀』と称するものしかなかった可能性が高いものと考えられます。

さらにいえば「紫式部」は「日本紀の局」と時の天皇から称されたとされますし、物語に中にも『日本紀』という呼称が現れますが(蛸の巻)、実際には内容を見ると『続日本後紀』や『聖徳太子伝暦』に材をとった部分があるなどの事実が確認されるものの『書紀』との関連は薄いと思われています。

解説:「紫式部日記:日本紀の御局」の中で、左衛門の内侍という人が、(中略)「この人は、日本紀をこそ読みたるべけれ。まことに才ざえあるべし。」とのたまはせけるを、(中略)日本紀の御局とぞつけたりける、いとをかしくぞ侍る。と書かれています。

解説:おおの-ひとなが【多人長】?-?平安時代前期の官吏:デジタル版 日本人名大辞典+Plus の解説 太(おおの)安麻呂の子孫。大同(だいどう)3年に從五位下となる。弘仁(こうにん)3年(812)から4年にかけて參議紀(きの)広浜ら十余名に日本紀講筵(にほんぎこうえん)(「日本書紀」の講義)をおこなった。

解説:多人長と「弘仁私記」

太安万侶撰録の『古事記』のことが、初めて文献にあらわれるのは『弘仁私記』の序である。

『日本後紀』弘仁三年六月戊子の条に、參議從四位下紀臣広浜、陰陽頭正五位下阿部朝臣真勝等十余人、讀自本紀 散位從五位下多朝臣人長執講とある。

これより、「弘仁私記」が多人長によって書かれたものであることが判ります。

多人長氏は、日本書紀の講義を担当していたのですが、そのときの話の内容を書きとめたものです。その序に、夫日本紀者一品舍人親王、從四位下勲五等太朝臣安麻呂等 王子神八井耳命之後也 奉レ勅所。撰也。先レ是淨御原(天武)天皇御宇之日、有一舍人・姓稗田名阿礼、年廿八 天鈿女命之後也 為人謹格。聞見聰慧。天皇勅阿礼 使レ習帝王本紀及先代旧事 末令撰録、世運遷代、豊国成姫(元明)天皇臨軒之季、詔正五位上安麻呂俾レ撰阿礼所レ誦之言。和銅五年正月廿八日、初上彼書、所謂古事記三卷者也。とある。

大和岩雄著「古事記成立考」によれば、『古事記』のことが、文献に現れるのは、最初であると書かれています。712年に出来上がって、812年のこの「弘仁私記」で初めて見つかったことになります。

①散位從五位下多朝臣人長も王子神八井耳命之後也であるので、直接のつながりは無くとも、多朝臣人長と太朝臣安麻呂は、同じおお族の一員だと思われま。

②多朝臣人長が、講義に使った『古事記』は、太朝臣安麻呂が書いた『古事記』、または、その写本とは限らないし、改定版かもしれません。ただ、大和氏は、著書の中で、----現存『古事記』を宣伝した『弘仁私記』序---- とタイトルを書いておられますから、現存の古事記だと思われま。

- ③「弘仁私記」は、日本書紀の講義であるが、日本書紀より古事記についての方が、量が多いようです。
- ④同じおお族として100年も放って置かれた古事記のことを書かすには居れなかったのでしょうか。
- しかし前述した『弘仁私記序』の中には以下の文章があります。

「如此之書觸類而夥 夥多也。踏駁舊說 眩曜人看。踏駁差雜貌。或以馬為牛 或以羊為犬。輒假有識之號 以為述者之名。謂借古人及當代人之名。即知官書之外多穿鑿之人。是以官禁而令焚人惡而不愛。今猶遺漏遍在民間多偽少真無由刊謬。是則不讀舊記『日本書紀』古事記諸民等之類。無置師資之所致也。翻土為師弟子為資。」

ここには『日本書紀』と明確に書かれています。つまり『弘仁私記序』の中には『日本紀』と『日本書紀』が同居しているわけであり、そこに「庚申天皇生年」とあるので、この「庚申」の年が「弘仁十年」（八一九年）であることが判明し、その時点では『日本書紀』がすでに存在しているとみられることとなります。

また、この「多人長」の「弘仁私記序」には「延暦(782-806)年中」（八世紀の終わりごろ）のこととして、「凶書寮」や民間にある『書紀』を調べたところ本体三十巻と「帝王系凶」一巻のほか、更に別の「帝王系凶」があるのが発見され、その中では「新羅や高句麗の人間が天皇になったり、民間人が天皇になったりしたことがある」などと書かれていたので、「禁書」とみなされ、「焚書」（焼く）とするよう下命が出されたが、いまだに残っているようだ、と書かれています。

「更有帝王系圖。天孫之後悉為帝王。而此書云或到新羅高麗為國王 或在民間為帝王者。回茲延曆年中 下符諸國令焚之。而今猶在民間也」

そして、このようなものには誤りが多く、正しいことが少ないとされ、それを是正するために「再編纂」が行われたのだ、ということです。

このように「桓武天皇」のころには『日本紀』にはいくつか「異系統本」が存在していたものと思われ、「桓武天皇」やその後の「嵯峨天皇」などがこれを忌み嫌って「焚書」にしたと推測されます。また、同じような理由により、改めて「準正」といえる史書を作ろうとしたはないでしょうか。

（「百濟」出身者を母に持つ「桓武」達にしてみれば、「新羅」「高麗」の人間が「帝皇」になったなどと書かれている点が最も忌み嫌うべきものであったと思われ、それらを排する立場で書き直されたものと考えられる事が出来ます。）

解説：きんしょ【禁書】法律や命令で特定の書籍の発行・輸入・閲覧・所持を禁止すること。その書籍。

解説：ふんしょ【焚書】学問・思想を権力によって弾圧するための手段として、書物を焼き捨てること。

解説：かんむてんのう【桓武天皇】 [737~806] 第50代天皇。在位、781~806。光仁天皇の第1皇子。諱(いみな)は山部。長岡京・平安京への遷都、蝦夷(えぞ)征討、最澄・空海の登用による平安仏教の確立、地方政治振興など内政面の業績が多い。柏原(かしわばら)天皇。

そうしてできあがったものが今現存している『日本書紀』であると考えられ、それは『日本紀』を相当程度(かなり)潤色して成立したものと思われ、ではその時点で『日本紀』が失われたかというそうではなく、その後も生き残り続けたものと理解できます。それが『本朝書籍目録』などに記載されたとみられるわけです。

『日本書紀』と『続日本紀』との関係を見ると、以下に述べるように、日本紀では、天武天皇の皇子の高市皇子は即位して「高市天皇」になっていたと考えられます。

しかし『日本書紀』は「後皇子尊、莞る」と書いています。「高市天皇」は死去するとき「皇子」となっているので、天皇になっていない事になります。その子の「長屋親王」は『続日本紀』では「長屋王」となっているので、「親王」ではない事になります。

しかし『扶桑略記』や『日本霊異記』は「長屋親王」と書いています。また「長屋親王」と書かれた木簡も出土しています。「第一次資料」である木簡の出土により、「長屋親王」であり、当然、「高市天皇」である事が推測されます。

ところが『日本書紀』は「高市皇子」と書き、『続日本紀』は「長屋王」と書いています。『日本書紀』と『続日本紀』はともに「高市天皇」を「天皇」とは認めていないことになります。

『日本書紀』と『続日本紀』は同じ意図のもとで作られていると思われるので、『日本書紀』と『続日本紀』の成立について調べてみる必要があります。

解説：ふそうりやくき【扶桑略記】：ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典の解説

『扶桑記』『扶桑集』ともいう。神武天皇から堀河天皇の寛治8(1094)年までの編年史。30巻。延暦寺の学僧皇円(?~1169)の編。12世紀末の成立。現存するのは、巻2~6(神功皇后~聖武天皇)、巻20~30(陽成天皇~堀河天皇)の16巻分であるが、抜書きとして神武天皇から平城天皇までの部分があるため、散逸巻の一部分をうかがうことができる。六国史や日記、縁起、伝記などを材料とした通史で、仏教関係の記事が詳しい。神代の部分もあったらしいが、具体的な形で伝わってはいない。

解説：にほんりょういき【日本霊異記】：デジタル大辞泉の解説

平安前期の日本最古の仏教説話集。3巻。景戒(けいかい・きょうかい)著。弘仁14年(823)ごろ成立。異聞・因果談・発心談など116の説話を、日本風の漢文で記したもの。日本国現報善悪霊異記。

解説：ながやおうけもっかん【長屋王家木簡】：知恵蔵の解説

奈良市二条大路南で1986年に発見された悲劇の宰相、長屋王(684~729)邸跡などから出土した11万点の木簡。「長屋親王」などの記載から、親王の扱いを受けるような存在だったことや豪華な食事、邸内工房などが判明。反乱の疑いをかけられて自害した「長屋王の変」事件の後、邸宅跡は事件発端の人物、光明皇后の皇后宮になった可能性を示唆するものもあった。古代史研究の生々しい資料として、価値が高い。(天野幸弘 朝日新聞記者 / 今井邦彦 朝日新聞記者 / 2007年)

解説：しん - のう【親王】：デジタル大辞泉の解説

①現行の皇室典範で、嫡出の皇子および嫡男系嫡出の皇孫の男子に対する称号。旧皇室典範では、皇子から皇玄孫までの男子の称号。②律令制で、天皇の兄弟および皇子の称号。みこ。

解説：にえ【贄】：デジタル大辞泉の解説

神に供えるささげ物。また、天子に献上する魚や鳥などの食物。その年の新穀などを奉るのにもいう。

次に日本紀と日本書紀の成立について、『長屋王家木簡 ながやおうけもっかん』からみえることがあります。このため 上記の【長屋王家木簡】解釈の「親王の扱いを受けるような存在だった」には一部異論があります。

なぜならば、【長屋王家木簡】の内容は、「長屋親王宮鮑大贄十編」と書かれていて、「長屋王」が「親王」であったことがわかります。「親王」とはいわゆる「皇太子」のことであり、父親が天皇でな

ければこの表記は使用されることはありません。大宝令により「親王」は「天皇」の子供か、「天皇」の兄弟姉妹しか該当しないとされていました。

彼は『書紀』に記されている限り、「天武」の子供である「高市皇子」の長男とされています。「高市皇子」は「即位」していないと伝えられていますから、本来は「親王」表記は該当しない人物です。

さらに、この木簡では「大贄」と書かれていますが、「大贄」とは「天皇」またはそれに準ずる立場の人物への飲食物を指す用語です。この用語が「長屋王」に使用されていることの意味は大きいことです。（単に「皇孫」だからという理由では起こりえない現象です。）

更に、いわゆる「長屋王木簡」の中には「大命符」で始まる重要な木簡があります。そこには「天皇からの命令」を表す「大命」、「天皇の服」を表す「大御服おおんぷく」、天皇の食事を表す「大御物おおみもの」、「皇太子」や「親王」を表す「若翁じゃくおう」など数々の「至上」の用語が使用されており、「長屋王」の立場について「親王」以上の地位を想定する必要があると思われる用語です。

また「長屋王」の子供達に奉仕する人たちについても「帳内」という用語が使用されていますが、これは「天皇」に直結する資人（しじん）であり、天皇ではなかったとされる「長屋王」とその子供達に本来使用されるはずのない用語なのです。これらの木簡の中でも「御所」「行幸ぎょうこう」「御衣おおんぞ」という至上用語が使用されています。

また「長屋王家木簡」からは「勅旨」と書いた木簡も発見されており、その文章から「長屋王」の言葉を「勅旨」としているように見えますから、はっきりと「長屋王」が「最高位」（天皇位）にいたことを示しています。

更に木簡の分析から、彼に対する「特別待遇」が明確になっています。たとえば「邸宅」の「北門」が平城京二条大路に面しています。「大路」に向かって「門」を作ることができるのは「官」関係の建物だけであつたはずであり、「個人」の邸宅が「門」を作るとは禁止となっていたにもかかわらず彼にはその制限が適用されていなかったこととなります。

またその邸宅は広さが約30,000㎡にわたり、その構造は「南半分」が「長屋王」とその家族の住居及び儀式用に使われそこには中央に「正殿」と「脇殿」、その西側に「西宮」（「吉備内親王」とその家族及び使用人の住居）、「東側」には「儀式」に使用したと考えられる施設があつた事がわかっています。また、「北半分」には「使用人」の居室や倉庫、工房、厩などがあつたのです。しかもその使用人は「朝廷」から派遣されていたもので、数多くの「官司」が居住しその数は数百人に上つたと考えられています。

さらに、発見された木簡の年次から考えて、この時点ではまだ「大納言」にさえなっていなかった時期と考えられ、その権威が異常に高いのは明らかですが、これは彼の「父親」に由来すると一般には考えられています。

彼の父である「高市皇子」の「封戸ふこ」の数は当時としては「桁違い」であり、最後には「五千戸」に加増されています。これらの「封戸」については「子息」である「長屋王」に引き継がれたと考えられ、大規模な宮殿とも言える私宅はその「封戸」によるものであつたと考えられています。しかしそれだけでしょうか。

「長屋王」と「吉備内親王」の子供達が「二世王」の待遇を受けていることも注目されます。これも「天武天皇」から数えると「三世王」のはずであり（長屋王は天武の孫ですから）、定説的には

「何らかの特別待遇」と解釈されていますが、「高市皇子」の即位、という状況を想定すると、確かに「二世王」となり、別に不審ではなくなります。

以上のように「木簡」という「第一次資料」により「長屋王」が「皇太子」あるいは「天皇」であったらしいことが読み取れることと思われませんが、そうなってきた場合、「父」である「高市皇子」についての『書紀』の記述も同様に、全く信用できないこととなります。

『書紀』と「木簡」のどちらが優先されるべき情報か、というのはもちろん「第一次資料」である「木簡」の方だからです。つまり、彼が「親王」と表記される、ということは父親である「高市」は『書紀』の記載と違って、実際には「天皇」であった、ということに他なりません。

これに関連して「大宰府政庁正殿」の後面築地の基壇天場の下層から発見された木簡があります。  
(木簡データは「奈文研」提供の「木簡データベース」によります)



大宰府跡（政庁地区正殿後方築地東北隅）

（表）十月廿日竺志前贄駅□□留 多比二生鮑六十具／鯖四列都備五十具

（裏）須志毛（十古）割軍布（一古）

すなわち考えれば、「贄」「大贄」とあればそこないしは近傍には「倭国王」がいることを意味するのであり、そこがどこであっても同じことです。 この「太宰府」出土の「木簡」の場合は、「太宰府」ないしはその近傍に「倭国王」が居たとした時、そこに「贄」という表記があるのは理解できるものであり、「大贄」とある「長屋親王木簡」では「長屋王」が至上の存在とされていることと理解すべきで、大変重要なポイントと考えます。

以上を整理・要約すると、次のように考えられます。

『日本書紀』の成立は720年であるといえます。

『続日本紀』は次のように書いています。

(元正)養老四年(720年)五月、是より先、一品舍人親王、勅を奉りて『日本紀』を修む。是に至り功成り奏上す。紀三十卷、系図一巻。『続日本紀』。

しかしここには『日本紀』とあり『日本書紀』ではありません。

『日本紀』と『日本書紀』は同じなのでしょう。

「日本の歴史学」はこれを同じものとみなして『日本書紀』の成立を720年としています。

ところが『万葉集』の(巻一)、(巻二)にだけ『日本紀』からの引用があります。

引用文を年代順に並べると次のようになります。

○『万葉集』に引用されている『日本紀』は、下記ようになります。

■朱鳥四年庚寅(690年)秋九月、天皇紀伊国に幸すなり。

■朱鳥五年辛卯(691年)秋九月、己巳朔丁酉、浄大参皇子川嶋莞る。

■朱鳥六年壬辰(692年)春三月、浄広卑広瀬王等を以て留守官と為す。

■朱鳥七年癸未(693年)秋八月、藤原宮の地に幸す。

■朱鳥八年甲午(694年)春正月、藤原宮に幸す。

■冬十二月庚戌の朔乙卯、藤原宮に遷り居す。

復元された『日本紀』

『日本紀』をみると「朱鳥」年号で書かれています。  
『日本紀』は「年号」を用いて書いています。  
『日本書紀』では「孝徳紀」だけが「大化」年号と「自雉」年号を用いて書いています。  
「朱鳥」年号の時代は『日本書紀』では「持統紀」ですが、「持統紀」は「朱鳥」年号を用いていません。『日本紀』と『日本書紀』は明らかに異なります。  
○『日本紀』と『日本書紀』の相違は下記のようになります。

- 『日本紀』は、「年号」による記述をしています。
- 『日本書紀』は、天皇の即位年による記述をしています。
- 『日本紀』と『日本書紀』の記述は、は同じではありません。

『日本紀』の「朱鳥」年号の問題点  
復元された『日本紀』の「朱鳥」年号をみると問題があります。「朱鳥四年庚寅」となっています。  
「朱鳥元年」は「686年(丙戌)」で「朱鳥四年」は「己丑」のはずです。  
何故、「朱鳥四年庚寅」になっているのでしょうか。

「朱鳥四年庚寅」はおそらく「庚寅」の方が正しく、「庚寅」は「690年(庚寅)」で、「朱鳥四年庚寅」は「朱鳥五年庚寅」の誤りではないでしょうか。  
『本朝後胤紹運録』と『日本書紀』の草壁皇子の亮去年を比較すればそれは明らかです。

- 草壁皇子 朱鳥四年四月薨。 『本朝後胤紹運録』
- (持統)三年(689年)四月、皇太子草壁皇子尊亮る。 『日本書紀』

解説：ほんちょうこういんじょううんろく【本朝皇胤紹運録】：世界大百科事典 第2版の解説  
皇室系図。1巻。書名は中国の《歴代帝王紹運図》にならったもので、たんに《皇胤紹運録》《紹運録》《紹運図》などともいい、別に〈本朝帝皇系譜〉の称もある。内大臣洞院満季が後小松天皇の命を受けて、当時流布していた多くの皇室系図を照合勘案し、新たに天神七代、地神五代を加えて、1426年(応永33)に編纂した。歴代天皇とその皇子女の血統を細かく表記し、天皇には代数と生母および誕生、立太子、即位、譲位、崩御などの年月日や諱(いみな)、陵墓名などを、皇子女には生母や極官、極位、薨年などを注記し、皇室系図として最も権威あるものとされている。

「朱鳥四年(689年)」は「持統三年(689年)」です。したがって「690年」は「朱鳥五年庚寅(690年)」になります。『万葉集』に引用されている「朱鳥」年号はすべて「一年」ズレています。『日本紀』は正史ですので、引用している『万葉集』の方での誤りなのか？。いまのところ不明です。

しかし『万葉集』の編纂者は『日本紀』を見て引用していると思われます。引用するときそのまま引用するはずですが。「朱鳥五年庚寅」は「朱鳥五年庚寅」のままになっているはずですが。『万葉集』を写本する人は『日本書紀』を見ているのか。「朱鳥五年庚寅(690年)」は「持統四年(690年)」にあたります。そこで「朱鳥」年号は持統天皇の年号であると考えたはずですが。「一年」のズレは『万葉集』が引用するとき間違えて、「朱鳥五年庚寅」を「朱鳥四年庚寅」に書き換えたのか不明ですが、『万葉集』に引用されている「朱鳥」年号はすべて「一年」ズレています。個々の引用時の誤りではない。統一した考えのもとにすべて書き換えています。

- 「朱鳥」年号と「持統紀」紀年と『万葉集』の「朱鳥」年の書き換え(ズレ)は次のとおりです。
- 「朱鳥四年己丑」=「持統三年(689年)」→「朱鳥三年己丑」
- 「朱鳥五年庚寅」=「持統四年(690年)」→「朱鳥四年庚寅」

『万葉集』の編纂者は『日本紀』を見て引用しています。

『万葉集』を写本する人は『日本書紀』を見ていたと思われます。

『日本紀』の方が先にあり、『日本書紀』は後に成立していると考えられます。

したがって、『万葉集』に引用された『日本紀』は次のようになっています。

「朱鳥」年は「一年」のズレを元に戻して復元しました。

○『万葉集』に引用された『日本紀』

■朱鳥五年庚寅(690年)秋九月、天皇、紀伊国に幸すなり。

■朱鳥六年辛卯(691年)秋九月己巳朔丁酉、浄大参皇子川嶋莞る。

■朱鳥七年壬辰(692年)春三月、浄広鉾広瀬王等を以て留守官と為す。

■朱鳥八年癸未(693年)秋八月、藤原宮の地に幸す。

■朱鳥九年甲午(694年)春正月、藤原宮に幸す。

■朱鳥九年甲午(694年)冬十二月庚戌の朔乙卯、藤原宮に遷り居す。

復元された『日本紀』

『日本書紀』(巻第二十)「持統紀」は次のようになっています。

最後の3行はまったく同じで、『日本紀』と『日本書紀』「持統紀」は同じものと言えます。

『日本紀』は「朱鳥」年号で書かれて、「朱鳥」年号は高市天皇の年号と考えられます。

このため『万葉集』に引用されている『日本紀』は「高市天皇紀」と考えられます。

○『日本書紀』(巻第二十)「持統紀」

■(持統)四年(690年)正月、皇后、天皇位に即く。

■(持統)四年(690年)十月、高市皇子、藤原の宮地を觀る。公卿。百寮が従う。

■(持統)六年(692年)三月、浄広肇難波王等を遣わして藤原の官地を鎮め祭る。

■(持統)六年(692年)六月、天皇、藤原の官地を觀る。

■(持統)七年(693年)八月、藤原の宮地に幸す。

■(持統)八年(694年)正月、藤原宮に幸す。

■(持統)八年(694年)十二月、藤原宮に遷り居す。

『日本書紀』「持統紀」

以上を見ますと、次のように言えるのではないのでしょうか。

「690年」に持統天皇は即位していますので「(持統)六年(692年)六月、天皇、藤原の宮地を觀る。」とあります。「天皇」は「持統天皇」ということになります。比較すると、最後の3行には主語がないので、すべて「天皇」で、すべて「持統天皇」ということになります。「藤原宮に遷り居す」も「持統天皇」で、そのため現在の「日本の歴史」では「持統天皇が藤原京へ遷都した」と解釈しています。

しかし『万葉集』に引用されている『日本紀』は、【長屋王家木簡】の解釈で述べましたように、「高市天皇紀」と考えられます。これにより『日本紀』「高市天皇紀」は『日本書紀』(巻第二十)「持統紀」に書き換えられている。このように思われます。

実際、『日本紀』は「朱鳥」年号で書かれていますが、『日本書紀』には「朱鳥」年号がありません。これは、『日本紀』から『日本書紀』に書き換えるとき「朱鳥」年号を削除して『日本紀』から『日本書紀』を作ったと言うことができ、『日本紀』は『日本書紀』への改変された可能性がある。と言うことが出来ると思います。

